

「結城秀康ゆかりの地を巡る」映像資料貸出要領

1 目的

この要領は、県が作成した映像資料「結城秀康ゆかりの地を巡る」（以下「映像資料」という）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

2 申請

映像資料の借用を希望する者は、『結城秀康ゆかりの地を巡る』使用承認申請書（様式第1号）を県文化課に提出し、承認を受けなければならない。

3 使用承認

県文化課はその使用目的が次のいずれかに該当する場合、映像資料の使用を承認する。

- (1) 学習講座やイベントでの使用など、結城秀康に関する学習やPRを目的とする場合
- (2) その他、県が適当と認める場合

4 使用条件

使用承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。これに違反した場合、または使用することが不相当と県が判断した場合は、使用承認を取り消し、使用を中止させる場合がある。

- (1) 営利目的に使用しないこと
- (2) 破損や汚損した場合は速やかに県文化課に報告すること。またその修繕に要する費用は借用者が負担すること
- (3) 第三者へ転貸しないこと

5 貸出期間

原則として1か月以内とする。

6 貸出料金

無料とする。ただし、映像資料の郵送等に係る費用は借用者が負担するものとする。

7 実績報告

借用者は、その使用実績について、『結城秀康ゆかりの地を巡る』使用実績報告書（様式第2号）を速やかに県文化課に提出すること。

8 留意事項

その他、この要領に定めのない事項は、県文化課が別に定める。

附則

この要領は、令和5年7月12日より施行する。